東日本大震災津波に伴う施工実績要件等の特例に関する運用基準

平成 24 年 2 月 29 日 総 務 第 2 7 4 号

[沿革] 平成24年2月29日付け総務第274号制定、平成24年7月25日付け総務第98号一部改正

1 運用基準

- (1) 土木工事・舗装工事・法面処理工事
 - ① 技術的難易度が比較的高くない工種については、原則として企業の施工実績要件及び技術者の施工経験要件を付さないものとする。
 - ② 同種・類似工事の施工実績を求めている工種において、入札参加が見込まれるほとんど の業者が同種・類似工事の実績を有していると認められる場合及びこれら工種と技術的難 易度が同程度の場合は、原則として企業の施工実績要件及び技術者の施工経験要件を付さ ないものとする。
 - ③ 海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用) を除く)において、設計額5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。
 - ④ 舗装工事及び法面処理工事は、特例適用により元請実績がなくても入札参加が可能となるが、自社施工要件については従来どおり付すものとする。
 - ⑤ 法面処理工事のロックボルト工は、施工方法が類似しているグラウンドアンカー工の施工実績を認める(これに伴い数量要件は付さない)ものとする。
 - ※ 工法等ごとの取扱いは別紙のとおり
- (2) 建築一式工事·電気設備工事·管設備工事
 - ① 建築一式工事及び建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において、設計額2億円未満の工事については、原則として企業の施工実績における数量要件及び技術者の施工経験要件を付さないものとする。
 - ② 建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において、改修設備工事については、原則として構造要件を付さないものとする。
- (3) 総合評価落札方式における留意事項 技術提案評価項目Aの「施工実績」「施工経験」については、従来どおり評価の対象とする こと。
- 2 「条件付一般競争入札施工実績要件(例)一覧表」の特例読み替え 1に基づき、別添のとおり読み替えるものとする。
- 3 対象期間

平成24年8月1日以降に公告する工事を対象とすること(終期は別途設定)。

	:	現行	:施.	工実績	漬とし	てえ	kめる	司種•	類化	工具	事(() =同	司種、	0=	=類似	()	
工種	工法等	掘削又は切土工盛土又は埋戻工	現場	プレキャスト法枠エリート擁壁エ(△=鉄筋)	補強土壁工	現場打カルバートエー・報源の問題へ対解しています。	高架下京工(排修工を含い) 橋梁下部工(基礎工なし)	落橋防止装置	ニュー マチックケーノン語片エ	渓流保全工	帯	堰・水門・樋門・陸閘砂防えん堤	治山	ほ場(整地)	ま場(音梟非人)	山腹	特例としての取扱い
	掘削又は切土工	0															
	盛土又は埋戻工	0															難易度が比較的高くない(土工又は無筋構造物)ことから付さない。
	現場打法枠工		0														無勿及が比較的高くない(ユエズは無肋悔迫物)ことからいでない。
共通	プレキャスト法枠エ		(0													
	現場打コンクリート擁壁エ			0			0 0)		0	0	С	0				多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない。
	補強土壁工				0												難易度が比較的高くない(土工又は無筋構造物)ことから付さない。
	現場打カルバートエ			Δ		0 (000)									2億円未満:橋梁下部工(基礎工なし)と技術的難易度が同程度であることから付さない。
	橋梁床版工(補修工を含む)			Δ			00										2億円未満:橋梁下部工(基礎工なし)と技術的難易度が同程度であることから付さない。
>++ == ++- ++	橋梁下部工(基礎工なし)(2億円未満)			0			0 0			0	0	С	0				2億円未満:多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない。
道路等構 造物工事							(特例対象外
垣物工事	落橋防止装置			0			0 0		C	0	0	С	0				多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない。
	ニューマチックケーソン								3								
	護岸工			0			00		(0	0	O	С	0			\neg	
	渓流保全工			0			00			0			0				多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない。
河川等構	床止工(落差工、帯工)			Ö			00			0			O				
	堰・水門・樋門・陸閘			Δ		0	Ö		Ť		_	0					特例対象外
-	砂防えん堤(1億円未満)			0			O C		C	0	_		0				1億円未満:多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない(構
	治山ダム(1億円未満)			Ö			00		_	Ö	_		0				造高による発注等級規定は適用する)。
	ほ場(整地)													0			特例対象外
ほ場整備	ほ場(暗渠排水))		特例対象外
工事	管路														0		特例対象外
山腹工事	山腹		_		+	_			-				_			_	難易度が比較的高くない工種(土工又は無筋構造物等)の組み合わせであることから付さない。

[※] 海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用)を除く)(5億円未満)は技術者の施工経験要件を付さない ※ 海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用))、下水道工事、トンネル工事、特殊・専門工事等は特例対象外 ※ 橋梁下部工(2億円以上)、砂防えん堤(1億円以上)、治山ダム(1億円以上)は構造高の5割程度以上の施工実績を求めることから特例対象外

(別紙) ■舗装工事

■빼衣ㅗ于	•		
		現行:施工実績として求める同種・類似工事(◎=同種、○=類似)	
工種	工法等	・オーバーレイ ・オーバーレイ ボル性舗装 り ・オーバーレイ ・オーバーレイ	特例としての取扱い
	アスファルト舗装・オーバーレイ		多くの業者が同種の実績有していることから付さない(自社施工要件は付す)。
	路面切削		特例対象外
舗装工事	路上再生路盤		特例対象外
	排水性舗装		特例対象外
	コンクリート舗装		特例対象外

※ 特殊舗装は特例対象外 ■法面処理工事

		現	行:施	工実績	責として	て求める同種・類似工事(◎=同種、○=類似	
工種	工法等	コンクリート吹付モルタル・		生基材補	・ クボル・	グ ラウンド 落 石 防 護 網 カ ー	特例としての取扱い
モルタル・コンクリー ト吹付工事	モルタル・コンクリート吹付	0	0				モルタルコンクリート吹付機により施工する法面緑化工事と施工方法に違いがないことから付さない(自社施工要件は付す)。
法枠工事	吹付枠		0				モルタルコンクリート吹付機により施工する法面緑化工事と施工方法に違いがないことから付さない(自社施工要件は付す)。
法面緑化 工事	種子·客土吹付 植生基材吹付	0	0 @) O ()			多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない(自社施工要件は付す)。
補強土工	連続繊維補強土	0	0	0 0)		多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない(自社施工要件は付す)。
事	ロックボルト				0		施工方法が類似しているグラウンドアンカーの施工実績を認める。
ク゛ラウント゛アン カー工事	グラウンドアンカー				(特例対象外
落石対策 工事	落石防護網					0	特例対象外

【工事種別:土木工事】

No.	工事種別: 土木 工種	工法等	区分	施工実績	地域要件	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
140.	155	1144	25百万円未満		(目安) 県内		BYNC DE (14 DEBUGA HE AC BY)
			25百万円以上 1億円未満	施工数量の3割程度	県内	元請又は一次下請として (△△における※) 施工数量○○m3以上の◇◇工 事を施工した実績を有すること。	(付さない)
		掘削又は切土工				※必要に応じて道路・河川等の条件を付すことができる。 元請又は一次下請として (△△における※) 施工数量○○m3以上の◇◇エ	
		/ 盛土又は埋戻工	1億円以上	施工数量の3割程度	県内	事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した 工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、そ	
			2億円未満			の施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対す る当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として	(付さない)
			2億円以上 5億円未満	施工数量の4割程度	県内	認めるものとする。※留意事項参照)。 ※必要に応じて道路・河川等の条件を付すことができる。	
		場所打法枠工/ プレキャスト法枠工	1億円未満	法枠面積の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積○○m2以上の◇◇工事を施工した実績を有すること。	(付さない)
						元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:場所打コンクリート擁壁工事※	
			1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内	類似工事:橋梁下部工事、護岸工事(渓流保全工(砂防流路工)を含む。)、床止(落差工、帯工)工事、ダム工事(砂防えん堤、治山ダムを	(付きない)
						含すた。) ※必要に応じて、高さや形式の条件を付すことができる。	
	共通	場所打コンク リート擁壁工	4 /** III N. I			元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が	
			1億円以上	同種又は類似工事の	県内	20%以上の場合のものに限る。)。 同種工事:場所打コンクリート擁壁工事※	(44 5 50 3)
			2億円未満	実績	MK13	類似工事:橋梁下部工事、護岸工事(渓流保全工(砂防流路工)を含む。)、床止(落差工、帯工)工事、ダム工事(砂防えん堤、治山ダムを	(付さない)
			21思门木側			含む。) ※必要に応じて、高さや形式の条件を付すことができる。	
		補強土壁工	1億円未満 1億円以上	同種工事の実績	県内	元請又は一次下請として補強土壁工事を施工した実績を有すること。 元請又は一次下請として補強土壁工事を施工した実績を有すること(特定	(付さない)
			2億円未満	同種工事の実績	県内	共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。	(付きない)
			25百万円以上	同種又は類似工事の		元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:場所打カルバート工事	((154).)
			1億円未満	実績	県内	類似工事:場所打鉄筋コンクリート擁壁工事、橋梁下部工事、鉄筋コンクリート床版工事	(付さない)
		場所打カルバー トエ	1億円以上			元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が	
			2億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内	20%以上の場合のものに限る。)。 同種工事:場所打カルバート工事	(付さない)
						類似工事:場所打鉄筋コンクリート擁壁工事、橋梁下部工事、鉄筋コンクリート床版工事	
			25百万円以上		県内	元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:鉄筋コンクリート床版工事	(付さない)
			1億円未満	実績	州内	類似工事:橋梁下部工事、場所打鉄筋コンクリート擁壁工事、場所打カルパート工事	(MS & V)
		橋梁床版工(補 修工を含む)	1億円以上			元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が	
			2億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内	20%以上の場合のものに限る。)。 同種工事:鉄筋コンクリート床版工事	(付さない)
						類似工事:橋梁下部工事、場所打鉄筋コンクリート擁壁工事、場所打カルバート工事	
			1億円未満	同種又は類似工事の	and the	元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:橋梁下部工事	
			(基礎工な し)	実績	県内	類似工事:鉄筋コンクリート床版工事、場所打コンクリート擁壁工事、護岸工事(渓流保全工(砂防流路工)を含む。)、床止(落差工、帯工)	(付さない)
		橋梁下部工 (補 修工を含む)	1億円未満			工事、ダム工事(砂防えん場、治山ダムを含む。) 元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。	
			(基礎工あり)	同種又は類似工事の	県内	同種工事:橋梁下部工事(◇◇基礎を含むものに限る。) ※ 類似工事:◇◇基礎工事※	(同左)
				実績		※◇◇には、「既製杭」「場所打杭(深礎杭を含む。)」「深礎杭」「オブンケーツ ン」「ニューザックケーソン」等基礎工の種別を記載することとし、工法は特定しないこ	
0			1億円以上			こ。 元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が	
	道路等構造物		2億円未満	同種又は類似工事の	県内	20%以上の場合のものに限る。)。 同種工事:橋梁下部工事	(付さない)
	工事		(基礎工な	実績	XX. 1	類似王事:鉄筋コンクリート床版工事、場所打コンクリート擁壁工事、 護岸工事(渓流保全工(砂防流路工)を含む。)、床止(落差工、帯工)	(1) C (8)
			し) 1億円以上			工事、ダム工事(砂防えん場、治山ダムを含む。) 元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること	
		橋梁下部工	2億円未満			(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。	
			(基礎工あり)	同種又は類似工事の 実績	県内	同種工事:橋梁下部工事(◇◇基礎を含むものに限る。) ※ 類似工事:◇◇基礎工事※	(同左)
						※◇◇には、「既製杭」「場所打杭(深礎杭を含む。)」「深礎杭」「オブンケーツ」 「ニューゲックケーソン」等基礎工の種別を記載することとし、工法は特定しないこ	
			2億円以上	橋梁下部工高さの5		こ。 元請として高さ○○m以上の橋台又は橋脚工事(◆◆基礎の新設工事に限	
			2億円以上 5億円未満	簡架下部工員さの5 割程度	県内	る。) を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工 した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ※内容に応じて形式を要件とすることができる。	(同左)
						窓内谷に応して形式を要件とすることができる。 元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:橋梁下部工事	
		落橋防止装置	1億円未満	同種又は類似工事	県内	回種上事: 橋察下部上事 類似工事: 鉄第コンクリート床版工事、場所打コンクリート擁壁工事、 護岸工事(渓流保全工(砂防流路工)を含む。)、床止(落差工、帯工)	(付きない)
			+ AMETERS 1			工事、ダム工事(砂防えん場、治山ダムを含む。) 元請としてニューマチックケーソン工事を施工した実績を有すること(特	
		ニューマチック	1億円以上 2億円未満	ニューマチックケー ソン	県内・県外	定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工 した場合のものに限る。) 元請として最大梱削深度○○m以上のニューマチックケーソン工事を施工	(同左)
		ケーソン	2億円以上	ニューマチックケーソンで最大掘削深度	県内・県外 [2JV]	した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事につ	(同左)
			5億円未満	の5割程度		いては、代表者として施工した場合のものに限る。)。 元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。	
			1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内	同種工事:護岸工事(渓流保全工(砂防流路工)を含む。) 類似工事: 護岸工事(落差工、帯工)工事、橋梁下部工事、場所打コンク	(付さない)
		河川護岸/渓流 保全工	1倍田口上			リート擁壁工事、ダム工事(砂防えん場、治山ダムを含む。) 元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること (総史出現の業化の機の目として施工した。)	
		pr. 王. 上	1億円以上 5億円未満	同種又は類似工事の実績	県内	(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。 同種工事:護岸工事(誤流保全工(砂防流路工)を含む。)	(付きない)
			の地口が側	2.004		回煙工事: 碳坪工事(炭流床至工(収り流路工)を含む。) 類似工事: 床止(落差工、帯工)工事、橋梁下部工事、場所打コンク リート糠壁工事、ダム工事(砂防えん場、治山ダムを含む。)	
		由山工 /#**		日報サル郷がマキー		万計文化・大学語として同種文は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:床止(落差工、帯工)工事	
		床止工(落差 工、帯工)	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内		(付さない)
	Street Line Company of the Company o					含む。) 元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること	
	河川等構造物 工事		1億円以上	同種又は類似工事の	県内	(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。	(同左)
			2億円未満	実績	201.4	同種工事:堰・水門・樋門・陸閘工事 類似工事:場所打鉄筋コンクリート擁壁工事、場所打ちカルパートエ	At Times
						事、橋梁下部工事 元請又は一次下請として河川又は海岸における水門、堰、樋門又は樋管の までしたストル工事(即けつけ短げのもる構造のものに関え、)でも	
		堰/水門/樋門	2億円以上			新設に係る土木工事(門柱又は堰柱のある構造のものに限る。)であって、径間長(隣り合う門柱又は堰柱の中心線間の距離をいう。)が○四以上のよっな竣工」と乗換を有せること(地で中国企業体の増出し上で放	
		/陸閘		径間長の4割程度	県内・県外	上のものを施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その練工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者	(同左)
			5億円未満			の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量 を施工宝績として認めるものとする ※留音事項参照)	
					旧办 . 四#	元請として河川又は海岸における水門、堰、樋門又は樋管の新設に係る土	
			5億円以上	径間長の6割程度		木工事 (門柱又は堰柱のある構造のものに限る。) であって、径間長 (隣 り合う門柱又は堰柱の中心線間の距離をいう。) が○m以上のものを施工 した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事につ	(同左)
					[2JV]	いては、代表者として施工した場合のものに限る。)	

1		I	1	ı	元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。	
	砂防えん堤/治 山ダム	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内	同種工事:ダム工事(砂防えん堤、治山ダムを含む。ただし新設工事に 限る。) 類似工事:床止(落差工、帯工)工事、橋梁下部工事、場所打コンク	(付さない)
河川等構造物 工事		1億円以上			リート権壁工事、籌岸工事(深流保全工(砂防流路工)を含む ※砂防グムの発注等級:高さ15m以上は土木A、高さ15m末浦は土木A又はB 元請又は一次下請として堤高○○m以上のダム工事(砂防えん堤、治山ダ ムを含む。ただし新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定	※ 砂防ダムの発注等級:高さ15m以上は土木A、高さ15m未満は土木A又はB
	砂防えん堤/治 山ダム		ダム高の5割程度	県内	共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上 の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施 工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得 られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参	(同左)
	サント゛コンハ゜ クション / ク゛ラヘ゛ルコンハ゜ クション	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外 [2JV]	BF) 元請としてサンドコンパクション又はグラベルコンパクションパイル工事 を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工 事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。	(同左)
		1億円未満	同種工事/台船 (FD 又はDD) の保有	県内・県外	元請として海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの 又は水面下ゼロメートル以下の潜水士による作業を伴う工事)の施工実績 を有する者の内、フローティングドック又はドルフィンドックを保有(保 有形態は関わない)していること。	(同左)
海中工事	ケーソン製作 (ドック使用)	1億円以上	同種工事/台船 (FD 又はDD) の保有	県内・県外	料形型は同様なより、している」と、 売齢として海中工事・保船・耐等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの 又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事)の施工実績 を有する者の内、ケーソン製作工事を施工した実績を有すること (特定共 同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工し 場合のものに限る。)。ただし、フローティングドック又はドルフィン ドックを保有(保有形態は間かない)する者に限る。	(同左)
	上記以外の海中 工事	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの 又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事)を施工した	(同左)
	上記以外の海中工事	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	実績を有すること 元請として海干工事 (船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの 又は水面下ゼロメートル以下の潜水士による作業を伴う工事) を施工した 実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事について	(同左)
	7.7	1億円未満	ほ場整備面積の3割	県内	は、代表者として施工した場合のものに限る。)。 元請又は一次下請として施工面積○○ha以上のほ場整備工事(水田に係る 整地工を含むものに限る。)を施工した実績(国、地方公共団体又は国立	(同左)
			程度	9571	研究開発法人森林研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧緑資源機 構等を含む。)が発注した建設工事の施工実績に限る。)を有すること。 元請又は一次下請として施工面積○○ha以上のほ場整備工事(水田に係る	(P444-)
	ほ場整備(水田 に係る整地工事 を含む工事)	2億円未満	ほ場整備面積の3割 程度	県内	整地工を含むものに限る。) を施工した実績(国、地方公共団体又は国立 研究開発法人森林研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧録資源機 構等を含む。)が発注した建設工事の施工実績に限る。) を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が	(同左)
		2億円以上	ほ場整備面積の4割	県内	20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その 工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を	(PLZE)
ほ場整備工事		5億円未満	程度	2014	乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事 項参照)。	
13-99至用工子		1億円未満	ほ場整備面積の3割 程度	県内	元請又は一次下請として施工面積○○ha以上のほ場整備工事(整地工)又 は施工面積○○ha以上の暗渠排水工を施工した実績(国、地方公共団体 又は国立研究開発法人森林研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧 縁資源機構等を含む。)が発注した建設工事の施工実績に限る。)を有す	(同左)
	ほ場整備(暗渠	1億円以上	ほ場整備面積の3割		ること。 元請又は一次下請として施工面積○○ha以上のほ場整備工事(整地工)又 は施工面積○○ h a 以上の暗渠排水工を施工した実績(国、地方公共団体	
	排水工のみ)	2億円未満	程度	県内	又は国立研究開発法人森林研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧 緑資源機構等を含む。)が発注した建設工事の施工実績に限る。)を有す	
		2億円以上	ほ場整備面積の4割	県内	ること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、 その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割	(同左)
		5億円未満	程度	9573	合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留 意事項参照)。	
		1億円未満	管路延長の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工延長○○m以上の管路工事 (かんがい用水に 低るものに限る。)を施工した実績を有すること。 元請又は一次下請として施工延長○○m以上の管路工事 (かんがい用水に	(同左)
ほ場整備工事	管路工	1億円以上 2億円未満	管路延長の3割程度	県内	係るものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限	(71)
7		2億円以上	管路延長の4割程度	県内	るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の 出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を 施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	(同左)
		5億円未満 1億円未満	同種工事の実績	県内	 元請又は一次下請として山腹工事(治山工事におけるものに限る。)を施	(付さない)
山腹工事	山腹工	1億円以上	同種工事の実績	県内	工した実績を有すること。 元請又は一次下請として山腹工事(治山工事におけるものに限る。)を施工 した実績を有すること。(特定共同企業体の構成員として施工した工事に	(付さない)
		25百万円未満 25百万円以上	同種工事の実績	県内	ついては、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。 元請として下水道管渠工事を施工した実績を有すること。 元請として管路延長○○m以上の下水道管渠工事を施工した実績を有する	(同左)
		1億円未満	管路延長の3割程度	県内	元請として管路延長○○m以上の下水道管渠工事を施工した実績を有する 元請として管路延長○○m以上の下水道管渠工事を施工した実績を有する	(同左)
	開削工法	1億円以上 2億円未満	管路延長の3割程度	県内・県外	こと (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率 **200(パトの場合のものに関えまのト) その第二教長にあっては、そ	(同左)
		1億円未満	推進延長の3割程度	県内	元請として推進延長○○m以上の小口径推進 (△△式) 工事を施工した実 績を有すること。	(同左)
下水道工事	小口径管推進工 法	1億円以上 2億円未満 2億円以上	推進延長の3割程度	県内・県外 県内・県外	元請として推進延長○○m以上の小口径推進 (△△式) 工事を施工した実 線を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事について は、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量に あっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出	(同左)
		5億円未満	推進延長の4割程度	(2JV)	資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものと する。※留意事項参照)。	
	中大口径管推進	1億円未満 1億円以上	呼び径1ランク下以	県内	元請として呼び径〇〇mm以上の推進(△△式)工事を施工した実績を有すること。	(同左)
	工法	2億円未満 2億円以上 5億円未満	上の実績	県内・県外 県内・県外 [2]V]	元請として呼び径○○m以上の推進(△△式)工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。	(同左)
	管更生工法	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として管更生工事を施工した実績を有すること。 元請として管更生工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構	(同左)
		1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに 服ろものとする。)。 元請としてNATM工法による連続梱削延長○○m以上で、内空断面○○	(同左)
منت د جار د د	NA TAKEN	1億円以上 5億円未満	NATM工法トンネ ルの連続掘削延長の 5 割程度	県内・県外 [2JV]	ゴ以上の道路トンネル工事 (銀削及び覆土の両方を含む工事に限る。)を 施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事 については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ※内空所面に過去の事例等を参考に定める。	(同左)
トン不ル上事	NATM工法	5億円以上	NATM工法トンネ ルの連続掘削延長の 8割程度	県内・県外 [2JV]	元請としてNATM工法による連続掘削延長〇〇m以上で、内空断面〇〇	(同左)
		1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	※内空肺面は過去の事例等を参考に定める。 元請をして(△△に係る数量○○以上、高さ○○以上、径○○以上、工法等の) ◇◇工事(○○を含むものに限る。)を施工した実績を有するこ ※工事内容に応じて、分野、数量、工法、形式等の条件を付すことができる。	(同左)
特殊・専門工 事等	特殊・専門工事 等	1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として(△△に係る数量○○以上、高さ○○以上、径○○以上、工法 等の) ◇○工事(◇○を含むものに限る。)を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として 施工した場合のものに限る。)。	(同左)
	上記以外の簡易な	5億円未満			※工事内容に応じて、分野、数量、工法、形式等の条件を付すことができる。	
その他 留意事項】	一般土木工事及び 維持補修工事		付さない			

【留意事項】

- 【電産車項】 ファールの正法等は、発注工事の主たる工種(工事費の最れ選半以上を占める工種又は高度な技術を要する工種とする。)をいう。なお、複数の工種が混在する場合にあっても、施工実績要件の設定は1工事につき1要件とし、主たる工種に該当する工種がない場合は、施工実績要件のはたないこととする。
 2)交通量の多い箇所の道路工事で特に安全な通行を確保する必要がある場合などは、その工事の特性に応じて道路等の分野における実績を条件とすることができる。 (例:元請又は一次下請として道路における○○工事を・・・)
 3)一般的な土木工事は、土工、護岸工、推摩工、海岸工、推摩工等の下請す実績を対象とするが、建築工事や専門業種に含まれるコンクリート工、塑枠工、鉄能工などは除くものとする。
 4)砂防運堤の発注等級は、マスコンクリート構造物の特性を踏まえ、ダム高及び設計額により土地級又は12級交業者とし、設計額が発注標準額の2級相当額であっても土木4級又は12級業者を対象とすることができる。
 5)は基準値工事について、第合された地工工事等を場合社名様(東土地区)の鉄道特別工事では、協議上基づき東日本旅客鉄道株式会社の工事等を場合社名様(東土地区)の鉄道特別工事に登録されている者を要件とする。
 7)出資は平均20%以上の東洋失業機を認める場合に体記する「その地工業者に表しては、その工事の主義者に代表者の出資化率に対する当該者の出資化率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。

【工事種別:建築一式工事】

_	□事種別:建築 		Hr.A	Advance of the Golde	地域要件	-D	AR-1-101 (44-1014-1-14-1-14-1-1
No.	工種	工法等	区分	施工実績	(目安)	設定例	設定例(特例読み替え後)
			1億円未満	建築物面積の3割実 績	県内	元請として延床面積○○m2以上の建築物の工事(ただし、主要構造部を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること。	のに限る。)を施工した実績を有すること。
			1億円以上	建築物面積の3割実	県内		
		木造 (W)	2億円未満	柳		工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の	
			2億円以上	建築物面積の4割実	県内	場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工 数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得ら れた施工数量を施工実績として認めるものとする。※紹斉事項参照)。	(同左)
			5億円未満	緽			
			1億円未満	SRC造又はS造面積の 3割実績	県内	元請としてSRC造又は3造で延床面積○○m2以上の建築物の工事(ただし、 主要構造部を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有す ること。	元請としてSRC造又はS造の建築物の工事(ただし、主要構造部を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること。
			1億円以上	SRC造又はS造面積の	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積○○m2以上の建築物の工事(ただし、主要構造部を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有す	元請としてSRC造又はS造の建築物の工事(ただし、主要構造部を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業
		鉄骨造(S)	2億円未満	3 割実績	NZL 1	ること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、	体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合の ものに限るものとする。)。
			2億円以上	SRC造又はS造面積の	県内	その工事の施工教量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工教量を施工実績として認めるものとする。※留	(同左)
			5億円未満	4割実績	2017	意事項参照)。	XI Viola /
2	建築一式工事	鉄筋コンクリー ト造	1億円未満	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物の工事(ただし、主要構造部を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること。	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限る。)を施工した実績を有すること。
		(RC)	1億円以上	SRC造又はRC造面積	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m2以上の建築物の工事(ただ	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、主要構造部を施工 (又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同
			2億円未満	の3割実績		し、主要構造部を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出	企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
			2億円以上 5億円未満	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内	資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあって は、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率 の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。	(同左)
			5億円以上	SRC造又はRC造面積 の6割実績	県内	の耐音を来して行われた爬工数重を爬工夫績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。	(同左)
			1億円未満	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を 有すること。	元請としてSRC造又はRC造建築物の工事(ただし、主要構造部を施工(又 は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること。
		鉄骨鉄筋コンク	1億円以上	SRC造又はRC造面積	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m2以上の建築物の工事(ただ	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限る。) を施工した実績を有すること(特定共同
		リート造(SR C)	2億円未満	の3割実績	21573	し、主要構造部を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を 有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出	企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
			2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内	資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあって は、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率	
			5億円未満 5億円以上	SRC造又はRC造面積	県内	の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。	(同左)
		上記以外の簡易な	OWITNT	の6割実績 付さない	NEL 1		
		建築一式工事		11 C /4 V			

- 【留意事項】

 解体工事は、解体の施工実績も認めるものとする。

 設定例は、主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根又は階段)を施工する場合であり、主要構造部を施工しない工事については、ただし書きの部分を削除すること。

 波波の健立した建物の工事を行う場合は、接圧面積が最大の建物の延圧面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建物の場合は、合計延圧面積を基に設定すること。

 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額に億円以上の単体施工及びIV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。

 修繕工事等で構造要件を付す必要がない場合は、ご請として建築物に付属する一段工具を指すること。」とする。

 自)上記以外の簡易な建築一式工事とは、工事の主体が土地に定着する建築物に付属する門又は塀等の工作物とする。

工種	設備工事】 工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
	トンネル等の照	1億円未満	同種又は類似工事の	県内	元請として道路照明又はトンネル照明に係る電気設備工事を施工した実績	
建設電気設備	明設備 道路等の照明設		実績 同種又は類似工事の		を有すること。 元請として建設電気設備工事(建築電気設備工事以外の電気設備工事)を施	
工事	備	1億円未満	実績	県内	工した実績を有すること。 元請として(◇◇の※)建設電気設備工事(建築電気設備工事以外の電気設備	(同左)
	その他建設電気設備	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内	工事をいう。を施工した実績を有すること。 ※工事内容に応じて、主たる工種の条件を付すことができる。 元請として延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備工事(◇◇を含む	(同左) 元請として建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただ
		1億円未満	建築物面積の3割実 績	県内	ものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。) を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件と	建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有す と。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件
		1億円以上			することができる。 元請として延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備工事(◇◇を含む ************************************	することができる。 元請として建築物に係る電気設備工事 (◇◇を含むものに限る。ただ 建築一式工事における施工実績は含まない。) を施工した実績を有す
	木造(W)	2億円未満	建築物面積の3割実 績	県内	ものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事にいいては、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工 数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該	
		2億円以上	建築物面積の4割実	県内・県外	者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認める ものとする。※留意事項参照)。	
		5億円未満	績	(JV可)	※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件と することができる。	(同左)
		1億円未満	SRC造又はS造面積の 3割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備工 事 (◇〉を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含 まない。) を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件と	に大順を行すること。 ※改修設備工事は構造要件を付さない。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条
					することができる。	することができる。 元請として(SRC造又はS造の)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含む に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を損
		1億円以上	SRC造又はS造面積の 3割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備工	た実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事に ては、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。 ※改修設備工事は構造要件を付さない。
	鉄骨造(S)	2億円未満				※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条
		2億円以上	SRC造又はS造面積の 4割実績	県内・県外 (JV可)	施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工集合まない。) を施工した実験を有すること (特定共同会業体の構成員 て施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るとし、その施工数量にのでは、その工事の施工数量に代表者の出資・年に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた地工資金を加工
					※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件と	満として認めるものとする。※留意事項参照)。 ※改修設備工事は構造要件を付さない。 ※安変電設備工事以は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条
		5億円未満			本名之を配金油サストの日本が充金収価工デオとジエルジエルジニを占ってと来げて することができる。 元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備	本ることができる。 元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含
建築物に係る 電気設備工事		1億円未満	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内	工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は 含まない。)を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件と	のに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を した実績を有すること。 ※改修設備工事は構造要件を付さない。 ※安委電設備工事又は自途用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条
					することができる。	することができる。 元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る電気設備工事 (◇◇を含 のに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。) a
	鉄筋コンクリー	1億円以上	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備 工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は	した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事 いては、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。 ※改修設備工事は構造要件を付さない。
	ト造 (RC)	2億円未満			【含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るもの	することができる。
		2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	とし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	備工事 〈◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施 は含まない。〉を施工した実績を有すること 〈特定共同企業体の構成 して施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに別 のとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の」 比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を札 実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
		5億円未満			※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件と することができる。	※改修設備工事は構造要件を付さない。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条 することができる。
		1億円未満	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備 工事(○◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は 含まない。)を施工した実績を有すること。	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含のに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。) さした実績を有すること。 ※改修設備工事は構造要件を付さない。
					※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件と することができる。	※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条 することができる。 元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る電気設備工事 (◇◇を含
		1億円以上	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内		のに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)。 した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事いては、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
	鉄骨鉄筋コンク リート造(SR	2億円未満	- S HISSER		元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備 工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は 含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員とし	※改修設備丁事は構造要件を付さない。
	(C)	2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	含まない。)を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が30%以上の場合のものに限るのとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	することができる。 元請として(SRC造又はRC造で)延床而積○○m2以上の建築物に係る電 値工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施 は含まない。)を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構) して施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに! のとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の、 化率に対する等数者の出資比率が20%以上の法合いた施工数量と 化率に対する等数者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量と
		5億円未満			※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件と	実績として認めるものとする。※留意事項参照)。 ※改修設備工事は構造要件を付きない。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条
	交通信号機設	の思门木浦			することができる。	することができる。
交通信号機工 事等	置・更新工事/ 信号機柱移設工 事/信号機灯器 交換等工事	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請又は一次下請として交通信号機工事を施工した実績を有すること。	(同左)
	可変式速度規制 標識工事	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請又は一次下請として交通信号機工事又は可変式速度規制標識工事を 施工した実績を有すること。	(同左)
		1 億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の電気設備(○○設備 を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限 る。)を施工した実績を有すること。	(同左)
下水道に係る 電気設備工事	ボンブ設備/水 処理設備/汚泥 処理設備	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の電気設備(○○設備 を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限 る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工し	(同左)
エルゲーで。	±1., →an.æ- / I	5億円未満	日孫工本力,八年,00		た工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。	
下水道に係る 電気設備工事 (補修・修繕)	ポンプ設備/水 処理設備/汚泥 処理設備	1億円未満	同種工事又は機器・ 部品等の交換を伴う 点検業務	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の電気設備工事(機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む)を施工した実績を有すること。	(同左)

[【]信修・修繕】 「本語ないで、建築一式工事における施工実績は含まない。部分的な改修や修繕工事等の場合、数量条件は付さないことができる。また、受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。 1) 建築物に係る電気設備工事において、建築一式工事における施工実績は含まない。部分的な改修や修繕工事等の場合、数量条件は付さないことができる。また、受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。 2) 複数の建築物の工事を行う場合は、延床面積が最大の建物の延床面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建物の場合は、合計延床面積を基に設定すること。 3) 消防設備工事が含まれている場合で、かつ、工事に占める割合が大きい場合は、消防施設工事業の建設業許可を併せ持つ者を要件とする。 4) 受変電設備工事及び自家用発電設備工事は、必要に応じて第一種電気工事工の資格を有する技術者を配置できる者を要件とする。 5) 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあっては、その工事や施工数量に大表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」 については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。

【一事孫則,祭歌燁一事】

No.	:事種別:管設 工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
			1億円未満	建築物面積の3割実 績	県内	元請として延床面積○○m2以上の建築物に係る管設備工事(ただし、建築 一式工事における施工集績は含まない。)を施工した実績を有すること。 客空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすること ができる。	実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすること ができる。
		木造(W)	1億円以上 2億円未満	建築物面積の3割実 績	県内	元請として延床面積○ 0m2以上の建築物に係る管設欄工事 (◇◇を含むも のに限る。ただし、建築一式工事における施工業就は含まない。)を施工 した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事につ いては、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数 最近あっては、その工事の施工数量に大業者の出資比率に対する当該者	元請として建築物に係る管設備工事 (◇◇を含むものに限る、ただし、 後一式工事における施工実績は含まない。) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が 20%以上の場合のものに限るものとする。)。 ※空調設備エネスは常生設備工事などの主たる工儀を含むことを条件とすること
			2億円以上			の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	ができる。
			5億円未満	建築物面積の4割実 績	県内・県外 (JV可)	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすること	(同左)
			1億円未満	SRC造又はS造面積の 3割実績	県内	ができる。 元請としてSRC造又はS造で延床面積○○m2以上の建築物に係る管設備工事 (◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。	元請として(SRC造又はS造の)建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに 限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した 実績を有すること。 安改修設備工事は構造要件を付さない。
						※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすること ができる。
			1億円以上	SRC造又はS造面積の 3割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積○○m2以上の建築物に係る管設備工事	元請として(SRC造又はS造)の建築物に係る管設備工事(○◇を含むものに 限名。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した 実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事について は、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。 ※交修設備工事は構造要件を付さない。
		鉄骨造(S)	2億円未満			ない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			2億円以上	SRC造又はS造面積の 4割実績	県内・県外 (JV可)	工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものと し、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に共素の出資比率 に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績 として認めるものとする。※留意事項参用)。	元請として(SRC造又はS造で)延床面積(○0m2以上の建築物に係る普設備工事(○◇をもむのに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を絶工実績として認めるものとする。※招意事項参照。
			5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	※改修設備工事は構造要件を付きない。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
	建築物に係る		1億円未満	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物に係る警設備工事 (◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工権を含むことを条件とすること	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る管設備工事 (◇◇を含むもの に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工し た実績を有すること。 冬改修設備工事は構造要件を付さない。 ※空間後加工事は増進要件を付きない。
4	管設備工事					ができる。	本できる。 元請として(SRC造又はRC造)の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むもの
		鉄筋コンクリー	1億円以上	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物に係る管設備工	に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。 ※砂袋珍優工事は推奨療法を付またい。
		ト造 (RC)	2億円未満			まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすること ができる。
			2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	
			5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすること	議として認めるものとする。※留意事項参照)。 ※改修設備工事は構造要件を付さない。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすること
			1億円未満	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内	ができる。 元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物に係る管設備工 事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。	ができる。 元論として(SRC造文はRC造の)建築物に係る管設備工事(◇◇を含むもの に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工し た実績を有すること。 後位終設備工事は構造要件を付きない。
						※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	※空間設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
		鉄骨鉄筋コンク	1億円以上	SRC造又はRC造面積 の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物に係る管設備工	元請として(SRC造又はRC造)の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むもの に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工し た実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事につい ては、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。 來改修設備工事は精造要件を付さない。
		リート造(SR C)	2億円未満			まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものと し、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に大乗者の出資社を は対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績 として認めるものとする。※留意事項参照)。	元諸として(SRC道又はRC道で)延床面積(○○m2以上の建築物に係る管設備 工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築・式工事における施工報館 含まない。)を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として で施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のもりに限るもの とし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比 率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実 額として認めるものとする。※招意事項参照)。
			5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	※改修設備工事は構造要件を付さない。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
Ī	下水接続工事	下水接続工事		各市町村排水設備指 定工事店	県内	○ 市町村排水設備指定工事店であること。 発注等級:参入見込を満足する等級	(同左)

- ができる。
 4) 工事内容のほとんどが浄化槽設備工事の場合、特例浄化槽工事業者の届け出をしている者を要件とする。
 なお、浄化槽設備を含む工事の場合で浄化槽の規模が大きい場合、特例浄化槽工事業者の届け出をしている者を原則として要件とするが、業者数が少ない場合でかつ、一括下請にならない場合に限り、管工事業に係る特定建設業の許可
 を持つ者を要件とすることができる。
 5) 士寮神化方式の浄化槽を設置する公衆トイレの新築工事については、浄化槽の構造上、土木的要素の強い工事であること、管工事業の業者に発注しても施工できる専門業者に一括下請される恐れがあることから、トイレの新築工事
 と併せて建築一式工事として発注することができる。
 6) 土水道文は下水道の関連工事の場合は、工事場所の市町村における土水道又は下水道の指定店として登録されている者を要件とする。
 7) 消防設備工事が含まれている場合で、かつ、工事に占める割合が大きい場合は、消防施設工事業の建設業許可を併せ持つ者を要件とする。
 8) 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その工事の金工業」を受けます。
 8) 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その工事の金工業」を受けます。
 については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。

【工事種別:舗装工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
			5千万円未満	アスファルト舗装面 積の3割程度		元請として施工面積〇〇m2以上のアスファルト舗装工事を施工した実績を 有すること。	
		アスファルト舗	5千万円以上 1億円未満	アスファルト舗装面 積の3割程度	県内・県外	アスファルトフィニッシャーのオペレーターは、自社 (連結決算会社又は 専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置で きること。	
		装新設/オー バーレイ	1億円以上	アスファルト舗装面	県内・県外	元請として施工面積○○m2以上のアスファルト舗装工事を施工した実績を 有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代	
			2億円未満	積の3割程度		表者として施工した場合のものに限る。)。	
			2億円以上	アスファルト舗装面		アスファルトフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は 専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置で	
			5億円未満	積の4割程度		きること。	きること。
		路面切削	5千万円未満	路面切削面積の3割 程度	県内	元請として施工面積○○m2以上の路面切削工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		店田 97月1	5千万円以上 1億円未満	路面切削面積の3割 程度	県内・県外	路面切削機のオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請け を行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置できること。	(四左)
		路上路盤再生	5千万円未満	路上路盤再生面積の 3割程度		元請として施工面積○○m2以上の路上路盤再生工事を施工した実績を有す ること。	(同左)
(5)	舗装工事	PH 工 PH 金色 PT 工	5千万円以上 1億円未満	路上路盤再生面積の 3割程度	県内・県外	スタビライザのオペレーターは、自社 (連結決算会社又は専ら自社の下請 けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置できること。	(PQZL)
			5千万円未満	排水性舗装面積の3 割程度	県内	元請として施工面積○○m2以上の排水性舗装工事を施工した実績を有する こと。	
		排水性舗装	5千万円以上 1億円未満	排水性舗装面積の3 割程度	県内・県外	アスファルトフィニッシャーのオペレーターは、自社 (連結決算会社又は 専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置で きること。	(同左)
				コンクリート舗装面		元請として施工面積○○m2以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を 有すること。	
			1億円未満	積の3割程度		コンクリートフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は 専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置で きること。	(同左)
		コンクリート舗	1億円以上	コンクリート舗装面		元請として施工面積○○m2以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を	
		arc	2億円未満	積の3割程度		有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。	(同左)
			2億円以上	コンクリート舗装面	UT 10 8	コンクリートフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は	(PL/CE)
			5億円未満	積の4割程度		専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置できること。	
		特殊舗装	1億円未満	施工数量の3割程度	県内・県外	元請として施工面積○○m2以上の◇◇舗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)

- | 個営事項| 1億円未満 | 施工数量の3割程度 | 県内・県外 | たっしゃを生まればいるからいかないがあます。 (同左) | (同左) | (日金) | (日金)

	工学性別 . 銅帽						
N	0. 工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
			1億円未満	飯桁橋又は箱桁橋の 最大支間長の6割程 度	旧内。旧从	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長○○m以上の飯桁橋又は箱桁橋 の製作及び◇〜架設工法による架設工事を施工した実績を有すること。 ※トラックレーン架設 (ベント工法、一括架設工法) の場合は、架設工 法の条件は付きない。	(周生)
(到橋上部工事	飯桁又は箱桁橋	1億円以上 5億円未満	飯桁橋又は箱桁橋の 最大支間長の6割程 度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長○○四以上の飯桁橋又は箱桁橋 の製作及び◇◇架設工法による架設工事(新設工事に限る。)を施工した 実績を有すること(特定共同企業体が構成員として施工した工事について は、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ※トラッククレーン架設(ベント工法、一括架設工法)の場合は、架設工 法の条件は付さない。	(同左)
		アーチ系・トラ ス橋	1億円以上 5億円未満	アーチ系橋又はトラス橋の最大支間長の 6割程度	旧内。旧从	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長○○m以上のアーチ系 (ランガー・ローゼ等) 又はトラス形式の製作及び架設工事 (新設工事に限る。) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。	(同左)
		落橋防止装置	1億円未満	鋼橋上部工事の施工 実績		元請として道路橋又は鉄道橋における鋼橋の製作及び架設工事を施工した 実績を有すること。	(同左)

- | 「同なの」で変態 | 「見行不満 | 実績 「パラ・パケ・パケ | 実績を有すること。 「同な」 | 「可な」 | 「同な」 | 「可な」 | 「同な」 | 「同な」 | 「同な」 | 「可な」 | 「可な

【丁事類別・プレストレスト・コンクリート丁事】

		ヘトレヘト・コ.					
N	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
			1億円未満	PC橋の最大支間長の 5割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長○○m以上のプレストレスト・ コンクリート橋梁の架設工事(◇◇方式によるものに限る。)を施工した 実績を有すること。	(同左)
		プレテン/ポス テン P C 橋	1億円以上	PC橋の最大支間長の	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長○○m以上のプレストレスト・ コンクリート橋梁の架設工事(◇◇方式によるものに限る。ただし、新設 工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員と	(同左)
7	プレコン工事		5億円未満	5 韵桂及	N(1 NO1	して施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。	(Public)
		スノー/ロック シェッド	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請としてスノー又はロックシェッドの架設工事を施工した実績を有する こと。	(同左)
		落橋防止装置	1億円未満	PC橋の施工実績		元請として道路橋又は鉄道橋におけるプレストレスト・コンクリート橋梁 の架設工事を施工した実績を有すること。	(同左)

- 【留意事項】

 1) 工場製作のみの工事については、架設工事に替えて工場製作工事の実績を要件とするものとする。

 2) 必要に応じて2車線以上の幅員の条件を付すことができる。

$\overline{}$	種別:法面				地域要件		
No.	工種	工法等	区分	施工実績	(目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
١	・ルタル・コ ・クリート吹 †工事	モルタル・コン クリート吹付工	1億円未満	モルタル・コンク リート吹付面積の3 割程度	県内	元請として施工面積○○m2以上の同種工事を施工した実績を有すること。 同種工事:モルタル又はコンクリート改作工事、吹付枠工事 吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2 2以上は自社 (連結決算会社又 は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置 できること。	
			1億円未満	吹付枠面積の3割程 度	県内	元請として施工面積○○m2以上の吹付枠工事を施工した実績を有すること。 吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社 (連結決算会社又 は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置 できること。	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配信できること。
挝	枠工事	吹付枠工	1億円以上 2億円未満	吹付枠面積の3割程 度	県内	元請として施工面積○○m2以上の吹付枠工事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として 施工した場合のものに限る。)。	
			2億円以上 5億円未満	吹付枠面積の4割程 度	9577	は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置できること。	
		種子吹付工/客 土吹付工	1億円未満	種子吹付/客土吹付 面積の3割程度	県内	元請として同種又は類似工事を含む施工面積○○m2以上の法面処理工事を 施工した実績を有すること。 同種工事:種子吹付工又は客土吹付工事 類似工事:植生基材 (厚層基材) 吹付工事、モルタル又はコンクリート 吹付工事、吹付本工事	(付さない)
沒	:面緑化工事		1億円未満	植生基材吹付面積の 3割程度	県内	元請をして施工面積○○m2以上の同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事: 植生基材 (厚層基材) 吹付工事 類似工事: モルタル又はコンクリート吹付工事、吹付枠工事 吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2 以上は自社 (連結決算会社又 は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置 できること。	
8)		植生基材吹付工	1億円以上 2億円未満	植生基材吹付面積の 3割程度	県内	元請として施工面積○○m2以上の同種又は類似工事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 同種工事: 植生基村 (厚層基村) 吹付工事 類似工事: モルタル又はコンクリート吹付工事、吹付枠工事	
			2億円以上 5億円未満	植生基材吹付面積の 4割程度	県内・県外	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配できること。
神	育強土工事	連続繊維補強土工	1億円未満	連続繊維補強土面積 の3割程度	県内	元請として施工面積○○m2以上の同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:連続繊維補強土工事 類似工事: 植生基材 (厚層基材) 吹付工事、モルタル又はコンクリート 吹付工事、吹付本工事 吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又 は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。) 雇用の者を配置 できること。	できること。
		ロックボルト工	1億円未満	ロックボルト本数の 3割程度	県内	元請として〇〇本以上のロックボルト工を含む法面処理工事を施工した実 績を有すること。	元請として同種又は類似工事の施工した実績を有すること。 同種工事:ロックボルト工事 類似工事:グラウンドアンカー工事
			1億円未満	削孔径の1ランク下 以上の実績 (最少呼び径90)	県内	元請として削れ径○○mm以上のグラウンドアンカー工を含む法面処理工事 を施工した実績を有すること。 ボーリングマシンによる削孔工に従事する技術者及び作業員の1/2以上 は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を 含む。)雇用の者を配置できること。	(同左)
		グラウンドアン カーエ	1億円以上 2億円未満 2億円以上 5億円未満	削孔径の1ランク下 以上の実績 (最少呼び径90) / 本数の3割程度 削孔径の1ランク下 以上の実績 (最少呼び径90) /	県内・県外	元請として削れ径○○mm以上(又は○○本以上)のグラウンドアンカーエを含む法面処理工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成 良として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ボーリングマシンによる削れ工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。	(同左)
蒋	石対策工事	落石防護網工	1億円未満	本数の4割程度 落石防護網面積の3 割母度	県内	元請として○○m2以上の落石防護網工事を施工した実績を有すること。	(同左)

- | 落石防護網工 | 1億円未満 | 落石防護網面傾の3 | 県内 | 元請として○○m2以上の落石防護網工事を施工した実績を有すること。 (同左)
 | 【留意事項】

 1)自杜施工は吹付工及び削孔工を対象とし、法面処理工事に含まれる法面整形工や土工、金網張等は含まない。
 2)現に地すべりが発生している箇所の工事などは、地すべり防止工事の実績を有する者とすることができる。
 3)グラウンドアンカーとは、ボーリングマシンにより削孔を行い、作用する引張力を適当な地盤に伝達するためのシステムで、グラウトの注入によって造成されるアンカー体、引張郁、アンカー頭部によって構成されるもの。

【工事種別:機械設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
			1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△に係る◇◇設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること。 ※建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。	(同左)
		ポンプ設備	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△に係る◇◇設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に 限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施 工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ※建設業に基づく機械課息設置工事業の許可を有する者であること。	(同左)
			1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請としてSi造、SRC造又はRC造の建築物に係るエレベーター設備の製作及 び版付工事(新設又は更新工事に限る。ただし、建築一式工事における施 工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 米建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。	(同左)
	機械設備工事	昇降機設備	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請としてS語 SRC造文はRC造の推築物に係るエレベーター設備の製作及 び貼行工事(新設又は更新工事に限る、ただし、建築一式工事における 工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構 成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに 限る。)。	(同左)
		河川海岸の水門又は陸閘ゲート	5億円未満 1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	※建設業法に基づく鋼構造物工事業(機械器具の組立・取付が主たる工種の場合	(同左)
9			1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内・県外	は機械器具設度工事業)の許可を有する者であること。 元齢として可川又は海岸にはける堰、水門、樋門又は陸開に係るゲート設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)、 ※建設業法に基ケζ網構造物工事業(機械器)の組立・取付が主たる工種の場合は機械器具設理工事業)の許可を有さる者であること。	(同左)
	下水道に係る	ボンブ設備/水 処理設備/汚泥 処理設備	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として「標準活性汚形法による」下水処理施設の機械設備 (○○設備) を含むものに限る。) の製作及び場付工事 ・ 術設文は写新工事に限る。 を施工した実績を有すること (○○設備については自ら製作し据付できる こと (○ F M を含む) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(同左)
	機械設備工事		1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の機械設備(○○設備 を含むものに限る。)の製作及び揺付工事等 第設又は更新工事に限る。) を施工した実績を有すること(○○設備については自ら製作し据付できる こと(OEMを含む)。特定共同企業体の構成良として施工した工事につ いては、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ※建設業法に基づく水道施設工事業(欠は機械器具設置工事業)の許可を有する 者であること(たたる工権にお決まるもの)。	(同左)
		ボンプ設備/水 処理設備/汚泥 処理設備	1億円未満	同種工事又は機器・ 部品等の交換を伴う 点検業務	県内・県外	元請として (標準活性汚泥法による) 下水処理施設の機械設備工事 (機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む) を施工した実績を有すること。	(同左)

【工事種別:塗装工事】

	- 学住が・至衣工学』										
No	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)				
		建物塗装	1億円未満	建物塗装面積の3割 程度	県内	元請として建築物に係る施工面積○○m2以上の塗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)				
1	塗装工事	橋梁塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として橋梁に係る塗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)				
10		鋼構造物塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として橋梁又は鋼構造物に係る塗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)				
		路面標示塗装	1億円未満	同種工事の実績		元請又は一次下請として路面標示塗装(区画線)工事を施工した実績を有すること。	(同左)				

【工事種別:グラウト工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
(11)	グラウト丁車	グラウト	1倍円未満	同種工事の宝績	旦内 • 旦从	元請として∧∧に係るグラウト丁事を施丁した宝績を有すること	(同左)

【工事種別:通信設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
	「線通信設備 」事	電話/放送設備	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として通信設備工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		交通信号機(集 中制御式等)	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通信号機工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		交通情報機器設 置	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通情報機器設置工事又は交通信号機工事(集中制御式のものに限る。)を施工した実績を有すること。	(同左)
		交通管制セン	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事又は交通情報機器設置工事を施工した 実績を有すること。	(同左)
	・ 通管制シス ・ム工事	ター設備	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事を施工した実績を有すること (特定 共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工し た場合のものに限る。)。	(同左)
	· · I	交通管制セン	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事(交通管制センター上位(中央)装置を含むものに限る。)を施工した実績を有すること。	(同左)
		ター設備(上位 (中央)装置設定 を含む。)	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事 (交通管制センター上位 (中央) 装置を含むものに限る。) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。	(同左)
12		制御機製造	1億円未満	同種工事の実績	県外	元請として交通信号制御機製造工事(自社において制御機を製造したものに限る)を施工した実績を有すること。	(同左)
		テレメーター	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として (△△又は△◇に係る) 遠方監視制御設備工事 (◇◇工を含むものに限る。) を施工した実績を有すること。 ※古る工権を条件とすることができる。 ※必要に応じて道路 河川等の条件を付すことができる。	(同左)
Ī	監視制御設備 工事		1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として (△△又は△◇に係る) 遠方整視制御設備工事 (◇◇丁を含む ものに限る。) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員と して施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限 ※主たる工種を条件とすることができる。 ※必要に応じて道路・両川等の条件を付すことができる。	(同左)
141	n由線雷線敦		1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として電線類地中化工事又は電線共同溝工事を施工した実績を有する こと。	(同左)
Ī	地中線電線路 工事		1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として電線類地中化工事又は電線共同溝工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。	(同左)
¢	· 全国知识借	水門・陸閘自動	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請として河川、海岸、港湾、漁港施設又はダムに係る通信設備工事を施 工した実績を有すること。	(同左)
Ĩ		閉鎖システム	1億円以上 5億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請として河川、海岸、港湾、漁港施設又はダムに保る通信設備工事を施 工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事に ついては、代表者として施工した場合のものに限る。)。	(同左)

「留意事項」 「アル・ロス・ロスター アル・ロスター アル・ロスター

_	【工学性別:しゆ	ルセラエ争』					
1	lo. 工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
Г	。 しゅんせつエ	ll .	1億円未満	同種工事の実績			(同左)
ľ	事	しゅんせつ	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として船舶を使用したしゅんせつ工事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として 施工した場合のものに限る。)。	(同左)

【工事種別: 诰園工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
(14)	造園工事	植栽等		植栽等施工数量の3 割母度	県内	元請として施工数量○○以上の◇◇工を含む造園工事を施工した実績を有	(同左)

【工事種別:ボーリング工事】

N	0.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
6	ボー	ーリングエ	集水井	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△における◇◇ボーリング工事を施工した実績を有すること。	(同左)
1	事		地下水 (消融雪)	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として消融雪設備又はさく井工事における◇◇ボーリング工事を施工 した実績を有すること。	(同左)

【工事種別:消防設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
(16)	消防設備工事		1億円未満	同種工事の実績	県内	[消防設備工事登録者]	(同左)
- 13	7音車百1						

【留意事項】 1)必要に応じて、消防法に規定する甲種消防設備士(第○類)の資格を有する者を配置できることを要件とすることができる。

【工事種別:標識設置工事】

No	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
Œ		道路交通標識/ 案内標識/電光	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請又は一次下請として道路標識又は案内標識の設置工事を施工した実績 を有すること。	(同左)

【工事種別:鋼工作物工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (日安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
			11息门术调	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請として同種又は類似工事の製作及び据付工事を施工した実績を有すること。 同種工事:※1 類似工事:※2 ※1には工法等のうち、当該工事に該当する工法を記載すること。 ※2には工法等のうち、※1以外の全ての工法を記載すること。	(同左)
18	鋼工作物工事 ジェット* /スノーシェルター	シェット・/フノーシェルター	1億円以上	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請として同種又は類似工事の製作及び掲付工事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。	
			5億円未満	X15K		類似工事: ※2 ※1には工法等のうち、当該工事に該当する工法を記載すること。 ※2には工法等のうち、※1以外の全ての工法を記載すること。	

【工事種別:防水工事】

N	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例(特例読み替え後)
(1	防水工事		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として防水工事(建築の防水工事に限る。)を施工した実績を有する こと。	(同左)

【留意事項】 1) 土木系防水工事は含まない。

- 【**
 全般に係る留意事項】

 1) 対象工事の要件の設定に当たっては、「条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準」の「別紙4 施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にするものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にするものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にするものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にするものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にするものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にするものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にするものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定と基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定とは、またまでは、